

## プレゼンテーション・ヒアリングについて

### 1. 審査方法

審査及び選定にあたっては「和光市総合福祉会館構成施設及び和光市生活介護施設（知的障害者）指定管理者選定委員会（以下「審査委員会」という。）」において、審査基準に基づき、以下の審査方法をもって、事業者ごとに審査する。

同審査結果を審議の上、決定する最高得点者を優先交渉権者として選定する。

### 2. プレゼンテーション・ヒアリング

ア 開催日時 6月24日（月）、6月26日（水）

（詳細の日時・場所等については、別途通知する。）

イ 出席者 最大5名まで（管理者になる予定の者が1名出席すること）

ウ 実施方法

- ・非公開による実施。
- ・プレゼンテーションは20分以内とし、その後20分以内の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションにて、事前に録画した映像や録音した音声等をもって実施することは妨げない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。その他、パソコン等必要な機器は提案事業者が準備するものとする。

（※なお、プロジェクターとPCの接続不良等による不測の事態が生じた場合に備え、予備PC（パワーポイント・PDF、メディアプレイヤーで映写可能なデータならば投射可能）を準備するので、プレゼン用のデータをDVDないしCDに焼き付け持参すること。（USB不可））

エ 結果通知

7月5日（金）までに、参加した事業者に電子メールで審査結果を通知する。

### 3. 審査結果の公表等

ア 審査結果については、7月5日（金）までに全ての参加事業者に通知するとともに、市ホームページにおいて、応募者数、団体名、選定方法、選定委員会委員、選定基準及び配点、審査結果及び選定された団体の提案内容等を公表する。

イ 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

### 4. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 応募資格の要件を満たさなくなった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ プレゼンテーション審査に理由なく遅刻、欠席した場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

## 5. その他

・提案事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

・点数は、全て小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下は切り捨てる。

・各審査員の評点の平均が70点に満たない場合は、優先交渉権者の適格に満たないものとする。

・審査の正確性を担保するために、プレゼンテーション・ヒアリング中に事務局でビデオやICレコーダーによる録画、録音を行う。